

# 青森県東北町

## 公共施設等総合管理計画

令和5年11月



令和5年11月改訂



# 東北町 公共施設等総合管理計画

## 目次

### I 公共施設等総合管理計画の概要

- 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的----- 1
- 2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間----- 3

### II 公共施設を取り巻く環境

- 1. 将来の人口現状予測～東北町人口ビジョンより----- 5
- 2. 本町の財政状況----- 6
- 3. 公共施設（建築物）の現状----- 8
- 4. インフラ施設の状況----- 11

### III 本町施設更新の基本方針

- 1. 東北町の公共施設等の課題----- 13
- 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方----- 14

### IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

- 1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針----- 19
- 2. インフラ系施設の管理に関する基本方針----- 31
- 3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果----- 37

### V 公共施設マネジメントの実行体制

- 1. 推進体制と推進スケジュール----- 42
- 2. フォローアップと PDCA サイクルの確立----- 44
- 3. 情報等の共有と公会計の活用----- 46



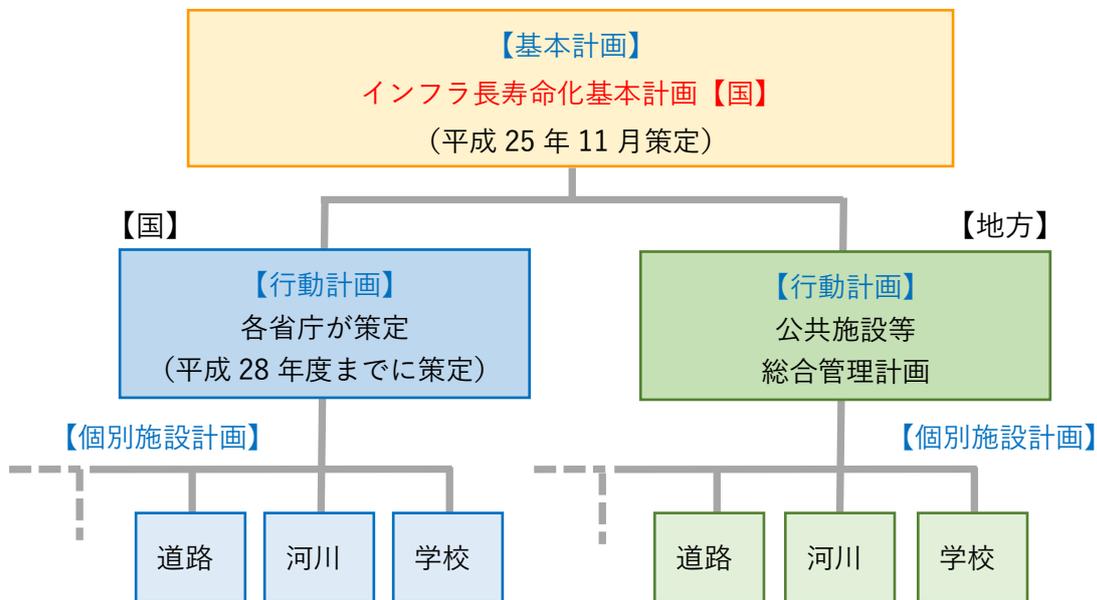
# I 公共施設等総合管理計画の概要

## 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

### (1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



(参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系])

本町においても、人口急増期にあたる昭和 40 年代後半から多くの公共施設を整備してきましたが、現在、これらが建築後 40 年から 50 年余りが経過し、老朽化が進行している状況です。

これら施設の老朽化に伴い事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことを懸念しています。

今後、これらの施設が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていくこととなりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

## (2) 公共施設等総合管理計画の目的

これまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、各種個別施設計画の内容及び令和3年1月22日の総務省の通知を踏まえて改訂したものととなります。

## (3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本町のまちづくりの最上位に位置付けられる「第2次東北町総合振興計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設毎の取組に対して、基本的な方針を提示するものです。



## 2.本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

### (1) 本計画における対象となる公共施設

本町が保有する公共施設等のうち、建築系公共施設と土木系公共施設を対象とします。公共施設（建築物）については、学校教育系施設、住民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ系施設、観光系施設、産業系施設、保健・福祉施設、行政系施設、町営住宅、公園内建築物、その他建築系公共施設の11類型に分類しました。

また、インフラ系施設については、道路、上水道、下水道、公園、その他土木系公共施設の5種類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

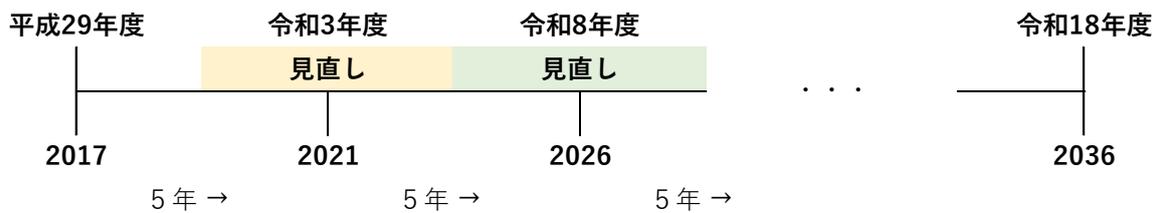
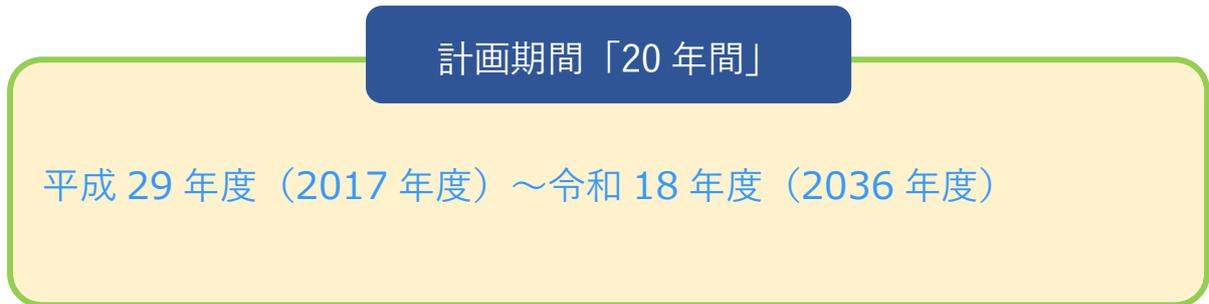
#### ■公共施設等の分類

	施設分類	主な施設
建築系公共施設	1 学校教育系施設	上北小学校、東北中学校など
	2 住民文化系施設	町民文化センター、陶芸センターなど
	3 社会教育系施設	上小ふれあい館、中央公民館など
	4 スポーツ系施設	南総合運動公園、北総合運動公園など
	5 観光系施設	小川原湖公園ふれあい村、小川原湖交流センターなど
	6 産業系施設	就業改善センター、横沢山共同放牧場など
	7 保健・福祉施設	東北町老人福祉センター、保健福祉センターなど
	8 行政系施設	東北町役場本庁舎、分庁舎など
	9 町営住宅	みどりヶ丘団地、栄団地など
	10 公園内建築物	新館地区農村公園、大浦地区生きがい広場など
	11 その他建築系公共施設	旧第一小学校、バス待合所など
土木系公共施設	01 道路	
	02 上水道	
	03 下水道	
	04 公園	
	05 その他土木系公共施設	

## (2) 計画期間

計画期間は、平成29年度（2017年度）から令和18年度（2036年度）までの20年間であり、計画の見直しは5年ごとに行い、計画の進捗を図るとともに、計画の内容の改訂を行います。

本改訂においては、5年ごとの見直しにあたるもので、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。



## II

# 公共施設を取り巻く環境

## 1. 将来の人口の現状と予測～東北町人口ビジョンより

本町の人口は、日本全体の人口減少、少子高齢化の流れと同じく下降傾向をたどっており、国立社会保障・人口問題研究所（以後、社人研）推計準拠の推計によると、令和 42（2060）年には総人口が 7,343 人まで減少するとされています。

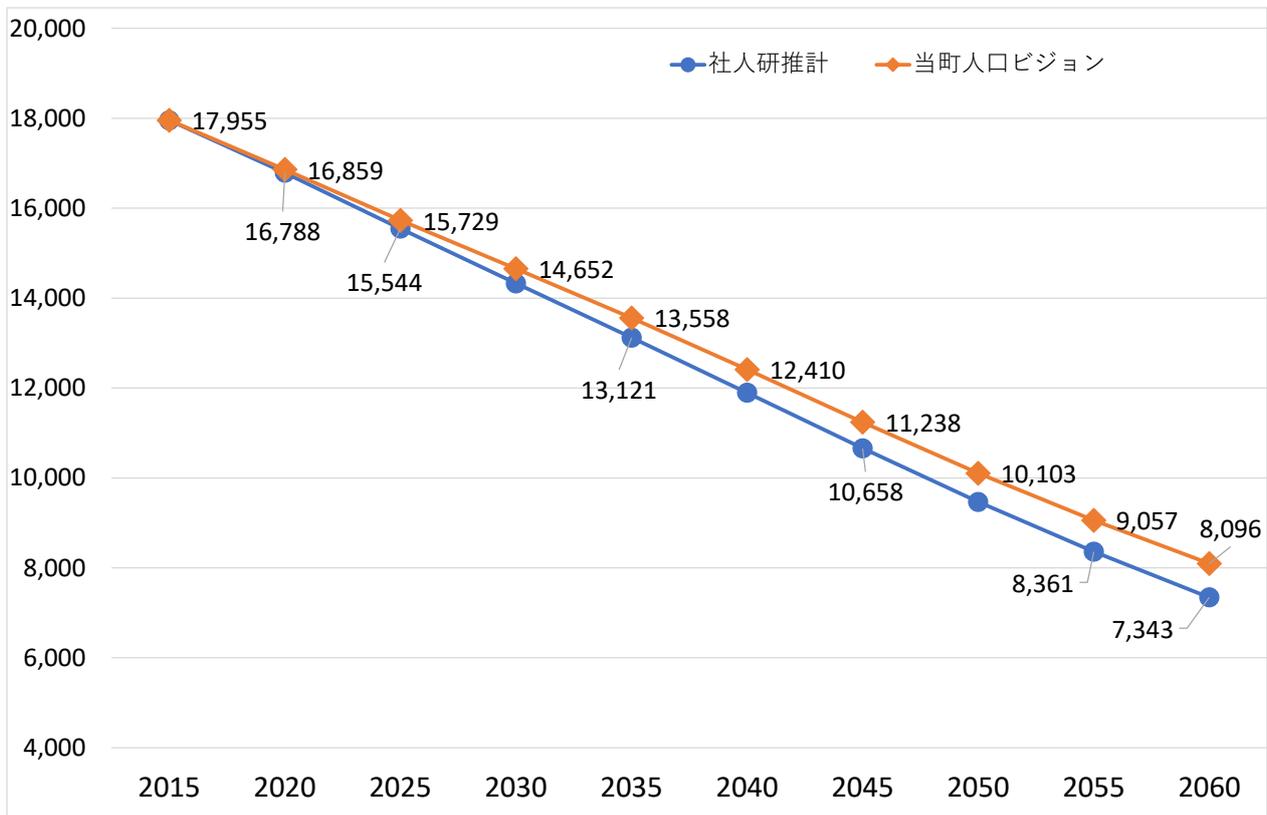
また、年少人口と生産年齢人口が減少するだけでなく、老年人口も令和 12(2030)年以降減少局面に移行します。老年人口比率の上昇は、令和 27(2045)年には 50%を超えることから、出生率の上昇につながる施策と人口の社会増をもたらす施策に適切に取り組むことが必要となっています。

そのためには、国の長期ビジョン及び「まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン」を勘案しつつ、本町の人口の現状と課題を踏まえ、適切に人口減少対策を進めることを前提に、自然動態と社会動態の改善によって、令和 42（2060）年の人口 8,096 人を確保することとしています。これにより、社人研推計準拠に比べて、約 750 人の人口減少を抑制する効果が見込まれるということになります。

### ■総人口の推移及び今後の人口展望

（第 2 期まち・ひと・しごと創生東北町人口ビジョンを抜粋・加工）

（単位：人）



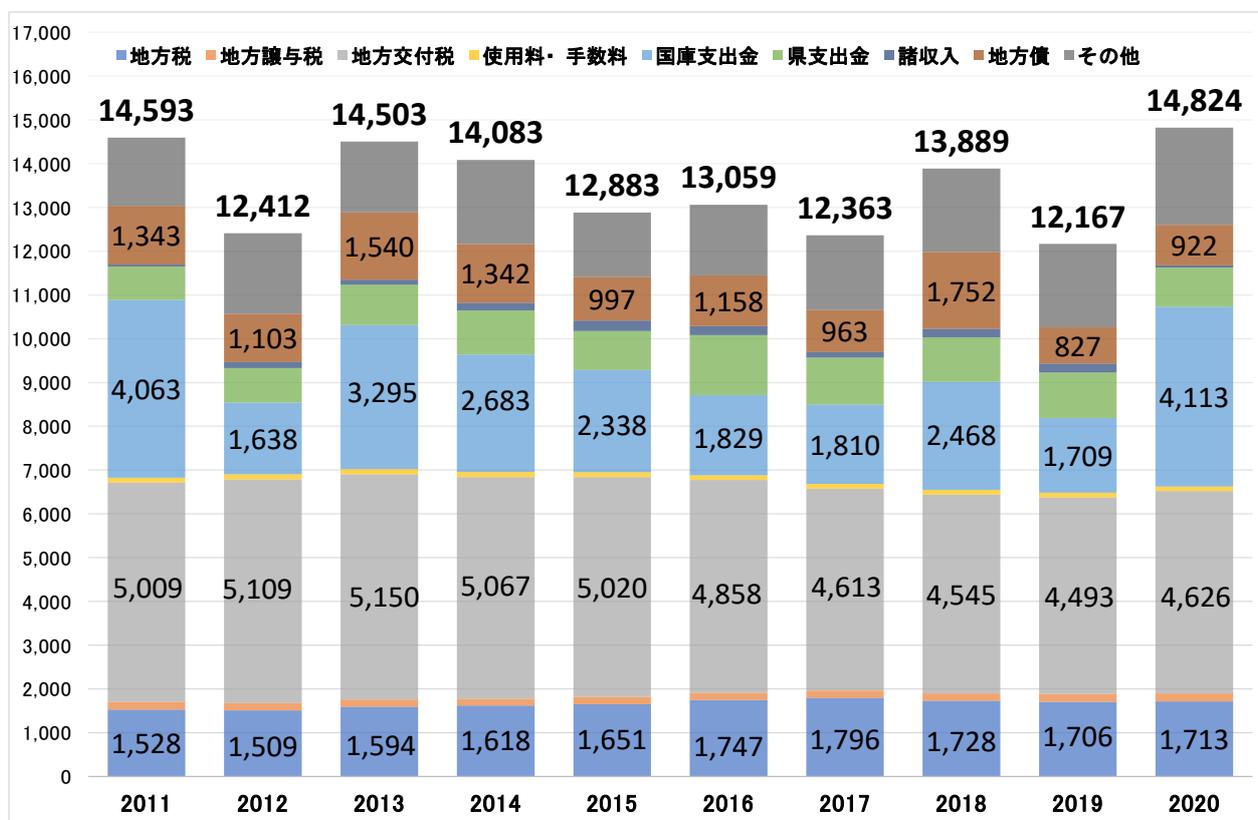
## 2. 本町の財政状況

### (1) 歳入の状況

一般会計を基に本町の歳入状況の過去10年をみると、全体の歳入状況としては、多少の前後はありますが、おおむね約120～140億円で推移しています。

地方交付税が過去10年で減少傾向になっている一方で、2020年度においては、国庫支出金が過去10年で最大となっています。これは新型コロナウイルスに関する補助金収入が大きな要因です。

■平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの歳入の推移



※決算統計より加工作成

## (2) 歳出の状況

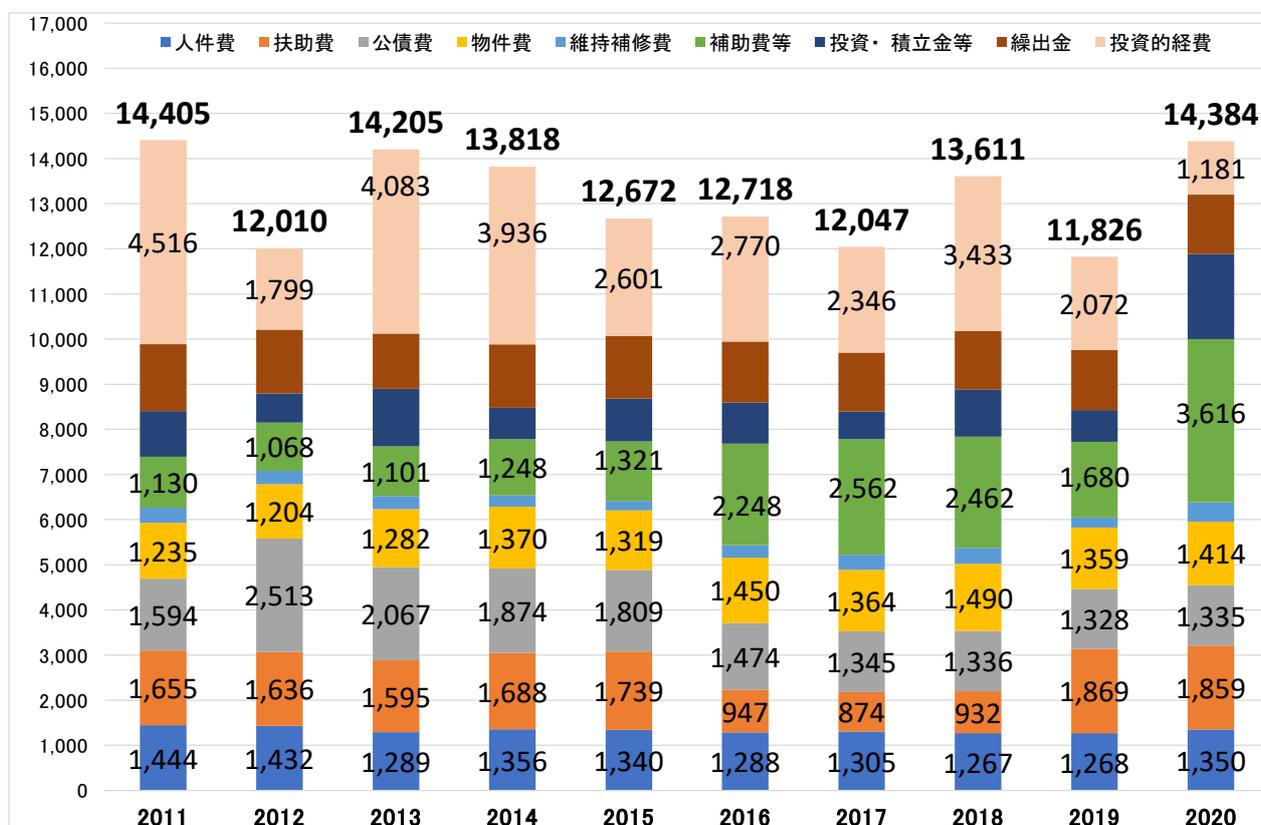
一般会計を基に本町の歳出状況の過去10年をみると、全体の歳出状況としては、平成23年(2011)度、平成25(2013)年度が大型事業により投資的経費が増加し、歳出が増加しています。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス予防対策費により補助金等が一時的に大幅に増加しています。

人件費は、過去10年で減少傾向になっている一方で、維持補修費が増加傾向となっており、公債費は過去10年で減少傾向にあります。

しかし今後は、施設の老朽化対策等により地方債の発行は増加する可能性があります。

### ■平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの歳出の推移



※決算統計より加工作成

### 3. 公共施設（建築物）の状況

#### (1) 東北町の公共施設（建築物）の所有状況

##### ①施設数・延床面積・人口一人当たり面積

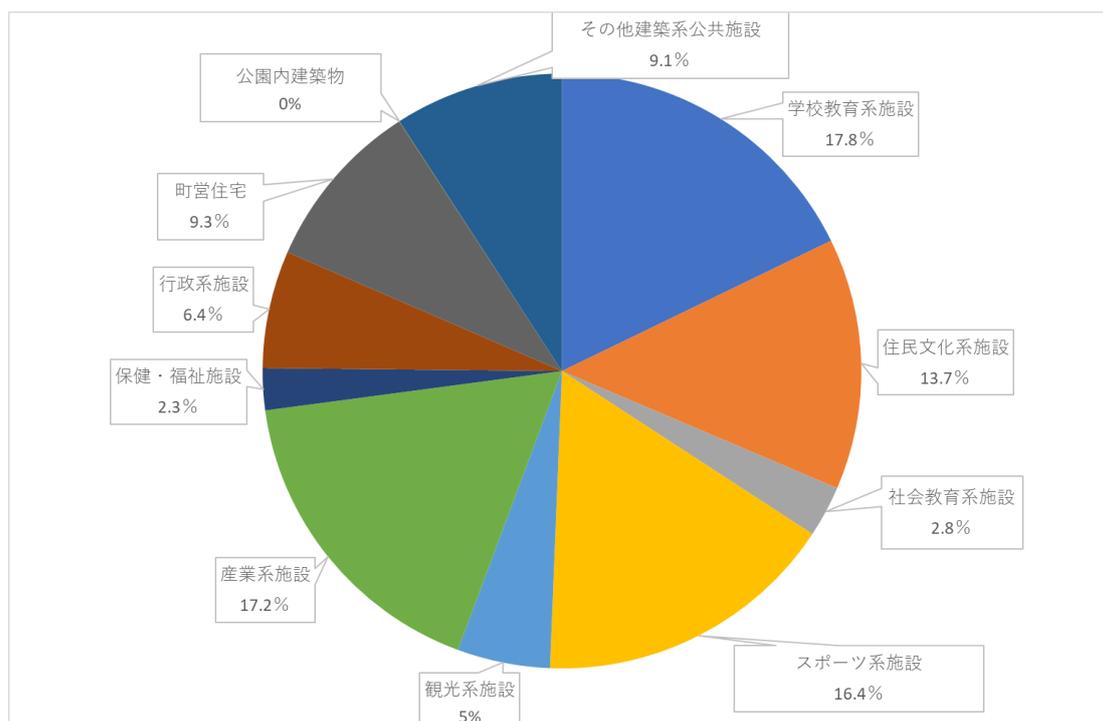
令和2年度末（令和3年3月31日現在）の公共施設（建築物の延べ床面積合計は約15.4万㎡となっており、その内訳は、大きい順で学校教育系施設が17.8%、産業系施設が17.2%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）は9.0㎡となっております。

施設分類	棟数	延床面積（㎡）	割合	人口一人当たり面積（㎡）
1 学校教育系施設	5	27,314.6	17.8%	1.6
2 住民文化系施設	38	20,987.9	13.7%	1.2
3 社会教育系施設	5	4,294.4	2.8%	0.3
4 スポーツ系施設	10	25,205.1	16.4%	1.5
5 観光系施設	7	7,703.0	5.0%	0.5
6 産業系施設	20	26,463.5	17.2%	1.5
7 保健・福祉施設	4	3,490.7	2.3%	0.2
8 行政系施設	20	9,807.9	6.4%	0.6
9 町営住宅	4	14,368.2	9.3%	0.8
10 公園内建築物	5	26.0	0.0%	0.0
11 その他建築系公共施設	23	14,040.6	9.1%	0.8
合計	141	153,701.9	100%	9.0

※固定資産台帳より作成

※人口は令和3年1月住民基本台帳17,154人



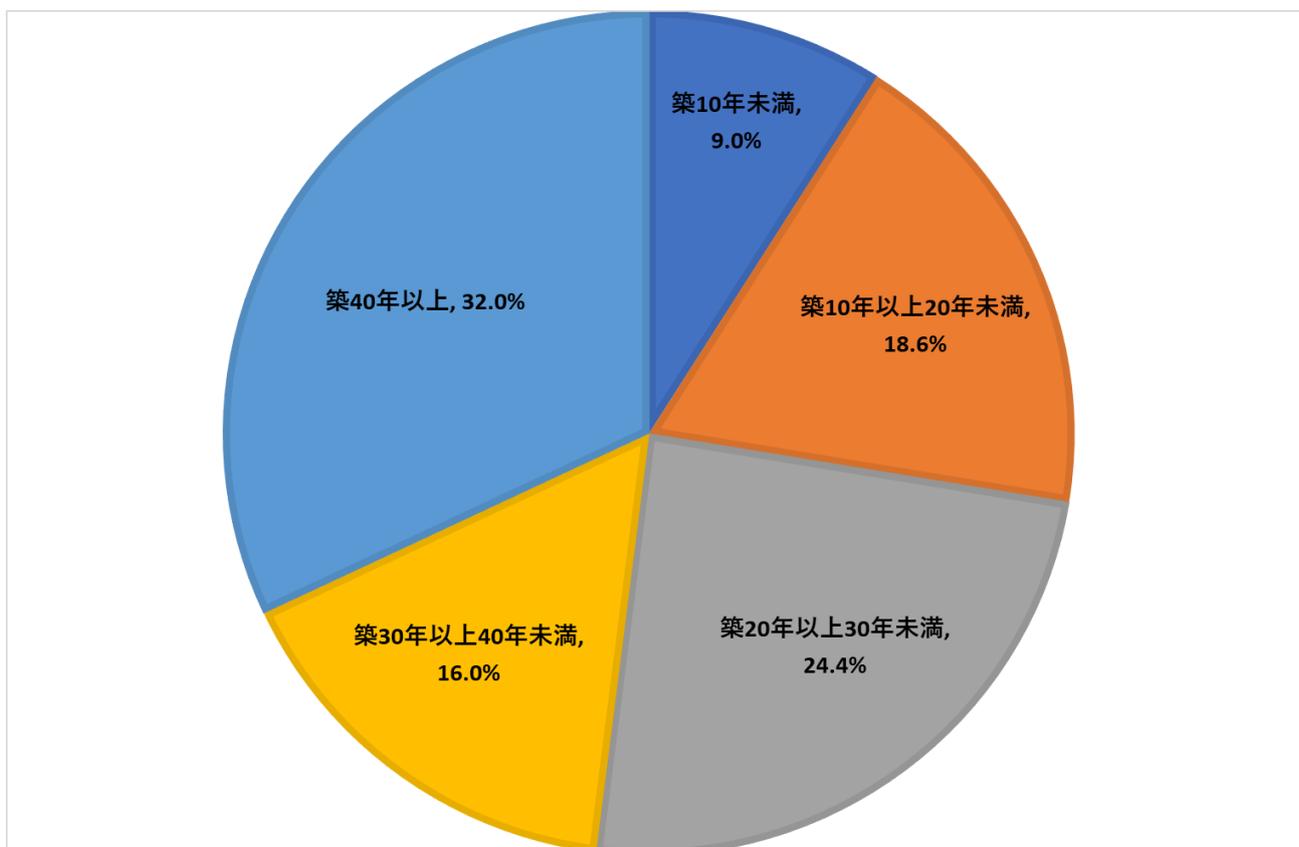
## (2) 公共施設老朽化の状況

### ② 建築経過年数の状況

公共施設の建築からの経過年数をみると、延床面積対比で築30年未満の公共施設は全体の52%となっており、築年数30年以上の公共施設は48%となっています。

特に築40年以上経過した公共施設は全体延床面積のうち32%を占めています。

施設分類	築10年未満		築10年以上20年未満		築20年以上30年未満		築30年以上40年未満		築40年以上		計	
	棟数	延床面積	棟数	延床面積	棟数	延床面積	棟数	延床面積	棟数	延床面積	棟数	延床面積
1 学校教育系施設	2	11621.55	1	3383.38	0	0	0	0	2	12309.71	5	27,314.6
2 住民文化系施設	1	437.2	5	1,356.4	6	2,355.8	14	8,361.5	12	8,476.9	38	20,987.9
3 社会教育系施設	0	0.0	0	0.0	2	1,189.9	1	185.5	2	2,919.0	5	4,294.4
4 スポーツ系施設	1	1,380.5	0	0.0	4	18,684.9	2	2,458.0	3	2,681.7	10	25,205.1
5 観光系施設	0	0.0	2	4,842.9	2	564.0	2	1,856.2	1	440.0	7	7,703.0
6 産業系施設	0	0.0	3	15,014.0	3	2,904.4	9	4,585.0	5	3,039.8	20	26,463.5
7 保健・福祉施設	0	0.0	1	974.0	1	118.0	2	2,398.7	0	0.0	4	3,490.7
8 行政系施設	4	369.9	1	77.0	4	339.6	7	493.6	4	8,527.8	20	9,807.9
9 町営住宅	0	0.0	1	2,801.9	2	8,003.0	1	3,563.2	0	0.0	4	14,368.2
10 公園内建築物	0	0.0	0	0.0	4	22.0	1	4.0	0	0.0	5	26.0
11 その他建築系公共施設	0	0.0	0	0.0	13	2,987.8	4	533.4	6	10,519.4	23	14,040.6
計	8	13,809.2	14	28,449.6	41	37,169.5	43	24,439.0	35	48,914.3	141	153,701.9
割合	5.7%	9.0%	9.9%	18.6%	29.1%	24.4%	30.5%	16.0%	24.8%	32.0%	100%	100%



### ③有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は、一般に「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。公共施設は社会的影響があるため、耐用年数の限度まで使用されることはあまりありません。

これまでの本町の公共施設（建築物）における総建築額は、約 342 億円です。町全体として有形固定資産減価償却率は 68.7%と資産が老朽化している状況となっています。

こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

#### ■令和 2 年度資産別の有形固定資産減価償却率

施設分類	取得価額(百万円)	減価償却累計額(百万円)	有形固定資産減価償却率	参考：R01
1 学校教育系施設	9,341	4,486	48.0%	46.4%
2 住民文化系施設	4,770	4,047	84.8%	82.8%
3 社会教育系施設	1,347	1,019	75.6%	73.5%
4 スポーツ系施設	6,350	4,390	69.1%	66.6%
5 観光系施設	1,662	1,035	62.3%	60.3%
6 産業系施設	2,943	2,393	81.3%	79.6%
7 保健・福祉施設	898	682	75.9%	73.0%
8 行政系施設	1,849	1,444	78.1%	76.7%
9 町営住宅	2,003	1,411	70.4%	67.8%
10 公園内建築物	5	5	100.0%	100.0%
12 その他建築系公共施設	3,018	2,560	84.8%	83.7%
計	34,186	23,472	68.7%	66.7%

※R01…令和元年度末の有形固定資産減価償却率

## 4. インフラ施設の状況

### (1) 道路

令和2年度末時点では、町道の総面積が2,054,692㎡、農道の総面積が29,724㎡、林道の総面積が11,282㎡となっています。なお、町道改良率は66.1%、町道舗装率は61.1%となっています。(令和元年度実績、東北町過疎地域持続的発展計画より)

本町では、三陸沖を震源とする地震のリスクや、豪雪、風水害によるインフラ設備への被害が懸念されており、それらを見据えた改良・舗装工事を行い、「東北町国土強靱化地域計画」に基づいて順次工事を進めていきます。

### (2) 上水道

旧上北町上水道事業は、昭和41年度に給水を開始し、大浦地区・小川原地区・菩提寺地区を統合し、平成29年度に東北町全域を上水道へ経営統合する認可を受け現在に至っています。

簡易水道事業は、昭和39年に外蛸沢地区の簡易水道事業として始まりましたが、平成29年度に上水道へ経営統合されました。

■全体状況（東北町水道事業アセットマネジメントより）

種別	延長
ダクティル鋳鉄管	56.603
鋼管	0.365
塩化ビニル管	132.806
ポリエチレン管	5.635
石綿セメント管	20.051
不明管	42.768
合計	258.228

種別	延長
導水管	4.606
送水管	3.946
配水管	246.676
合計	255.228

※東北町水道事業アセットマネジメントより

地区名	面積
大浦地区	111.00
上北地区	925.98
小川原地区	414.44
外蛸沢地区	672.00
甲地地区	696.00
横沢山地区	87.00
美須々・柵地区	34.00
淋代地区	98.00
西部地区	156.00
合計	3,194.42

※ポンプ場及び処理施設等の延べ床面積

### (3) 下水道

本町の公共下水道事業は、平成14年度に供給開始され、処理区域は、上北中央処理区、東北処理区の2地区、処理場は、上北中央環境センター、東北浄化センターの2処理場があります。

農業集落排水事業については、甲地処理区が平成8年度、千曳処理区が平成14年度、菩提寺処理区が平成16年度に供給開始され、それぞれに処理場を持っています。

■全体状況（施設カルテより）

単位：㎡

施設名	面積
上北中央環境センター	1,499.00
東北町浄化センター	1,267.00
甲地地区農業集落排水処理施設	315.00
千曳地区農業集落排水処理施設	303.00
菩提寺浄化センター	276.61
合計	3,660.61

※ポンプ場及び処理施設等の延べ床面積

### (4) 公園

本町で管理する公園は、東北町公園条例に定める9箇所であり、この他に観光施設としての小川原湖公園やわかさぎ公園、スポーツ施設としての南・北総合運動公園などが整備されています。

公園には、遊具やトイレのほか、外構や植栽等の様々な施設類があり、点検・清掃・緑化等の維持管理が必要です。

### (5) その他土木系公共施設

#### ①かんがい用水施設（ため池）

ため池は、農業用水を確保するために欠くことのできない施設ですが、管理が行われないと、水質汚濁が進んで悪臭の発生等周辺の住環境に影響を及ぼしたり、堤の強度が下がっていくおそれがあります。よって適正に管理を継続する必要があります。

#### ②その他

本町には、これまで取り上げた施設以外にも、防災行政無線、防犯灯、標識・案内板等の各種の施設を保有・管理しております。

また、住民生活に密接に関わる土木系公共施設は多数に及ぶことから、こうした施設についても、今後の施設需要や老朽化状況を踏まえて、計画的な維持管理と更新が必要です。

# III

## 本町施設更新の基本方針

### 1. 東北町の公共施設等の課題

#### (1) 将来にわたり既存の公共施設等を維持し続けることが出来るか

建築系公共施設及び土木系公共施設（水道・下水道を除く）の将来更新費用の推計（40年間推計）によると、「財源の不足額は年額約9億円」であることから、現在保有している全ての公共施設等を維持し続けることは困難な見通しです。

したがって、本町が公共施設等の維持管理・更新等を将来的にわたり適切に行っていくためには、総量の縮減・平準化、維持管理費の縮減を進めていく必要があります。

#### (2) 公共施設等の総量・行政サービス水準の適正化が図られているか

総人口は、20年後には約20%の減少、さらに40年後には約40%の減少見込みであり、「施設全体に対する利用需要は中長期的に低下する見込み」です。

そうした中、本町の建築系公共施設の約2割の面積を占める学校教育系施設については、従来から統廃合等によって総量と行政サービスの適正化に取り組んできましたが、今後は、他の公共施設等についても、生産年齢人口や老年人口の減少に見合った総量と行政サービス水準の適正化を推進することが望ましいものと考えられます。

#### (3) 公共施設等の維持管理に内在している課題

町の公共施設等に係る維持管理や更新への対応については、上記の(1)(2)以外にも下記の課題を挙げることができます。

##### (ア) 建築系公共施設

庁舎や大規模なスポーツ施設等を中心に、老朽化した施設が存在し、さらに今後も老朽化施設は増加する見通しであるものの、改修方針等が未確定な施設があります。

##### (イ) 土木系公共施設

今後は、固定資産台帳を活用し、既存台帳が未整備の資産についても、庁内で一元的な管理（老朽化度合いの把握など）を行い、維持管理の適正化を推進する必要があります。

## 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### (1) 数値目標

本町では、現状や課題に関する基本認識を踏まえ、将来にわたって行政サービス水準の著しい低下を招かないように配慮しつつ、老朽化対策や適切な維持管理等を推進するために、将来の人口減少も見据えて、保有可能な適正総量を目指した総量縮減に係る数値目標を設定します。

#### 数値目標

計画期間内に、更新費用を180億円削減します。

#### (計算根拠)

計画期間は20年間ですが、人口推計や更新費用推計を踏まえて、中長期的な観点から更新費用の削減に取り組む必要があります。

そこで、本町では、更新費用の不足額の解消に取り組むものとし、以下の算式により、計画期間内において縮減目標とする更新費用総額を算出しました。

$$\text{(式) 年平均不足額 (40年間推計) 9億円} \times \text{計画期間 20年間} = 180 \text{億円}$$

$$9 \text{億円} = \text{更新費用年平均} 22 \text{億円} - \text{工事請負費財源見込み額} 13 \text{億円}$$

### (2) 基本的な考え方

#### 基本方針その1 公共施設等の総量及び行政サービス水準の適正化

本町では、今後とも総人口が減少する見込みであることから、常に将来を見据えて公共施設等の総量及び行政サービス水準の適正化に取り組み、真に住民に必要とされる施設づくりに努めます。

#### 基本方針その2 老朽化対策の計画的な推進

本町では、限られた財源の中で、公共施設等の更新を適切に行う必要があるため、施設の劣化状況や将来の在り方を踏まえながら、老朽化対策を計画的に推進し、安全性の確保と機能維持に努めます。

#### 基本方針その3 既存施設の有効活用と維持管理の適正化

本町では、住民や民間事業者の創意工夫も取り入れながら、指定管理者制度の活用や長寿命化等を推進することで、既存の公共施設等の有効活用と維持管理の適正化に取り組み、維持管理費用・更新費用の縮減や施設機能の維持・向上に努めます。

### **（３）点検・診断等の実施方針**

更新計画・安全確保・サービス改善に活用可能な公共施設等の実態把握に努めます。

点検・診断等は、全てのマネジメントサイクルの出発点であるため、点検・診断結果は、庁内での記録化と共有の促進を図り、公共施設等の適切な維持管理と更新の実施に活用します。

そのために、点検・診断等は計画的に行い、日常パトロールの強化、住民や利用者からの通報の活用を図りながら着実に実施します。

### **（４）維持管理・修繕・更新等の実施方針**

中長期的な観点から財政負担の軽減に主眼を置いた維持管理・更新を推進します。

（維持管理）

施設ごとの維持管理費を適切に把握し、維持管理費の負担状況を明確にして、支出の適正化に向けた検討に活用します。また、官民連携の観点から運営委託及び指定管理者制度等の積極的な活用を図るとともに、施設の設置目的や特徴に応じた使用料・利用料の見直しや各種の歳入確保策の実施を推進します。

（修繕・更新）

施設ごとの将来の在り方を共有し、施設の存続や廃止の方向性（集約化・複合化・用途転換・廃止等）に基づいた修繕・更新を実施します。

また、公共施設等に係る各種工事は、補助金及びPPP3/PFI4等の活用を検討するほか、さらに、更新費用の財源確保を目的とし、施設使用料以外の歳入確保策の積極的な導入を図ります。

### **（５）安全確保の実施方針**

国等の指針を遵守し、点検診断結果を庁内横断的に活用して安全確保を徹底します。

安全確保は、各施設の目的や機能に応じた適切な基準を定めて実施し、危険性の高い設備類を有する施設等を中心に、危険除去の優先順位に配慮して、安全性の確保を図ります。

なお、用途廃止をした施設については、利活用又は除却を行う過程においても適切な安全確保を図ります。

### **（６）耐震化の実施方針**

最新の耐震基準に的確に対応し、数値目標に基づいて計画的に耐震化を実施します。

最新の耐震基準及び、耐震改修促進計画の数値目標に基づいて着実に耐震化を推進するとともに、今後利用の見込みが低い施設については、速やかな使用の中止や除却を推進します。

## **(7) 長寿命化の実施方針**

中長期的な存続を図る施設については原則として長寿命化対策を実施します。

本計画を基に、中長期的に存続を図る施設については、劣化が進む前に計画的に点検や診断を行い、新改築をする際には、可能な限り長寿命化の観点を取り入れた工法の採用を図り、トータルコストの削減に努めます。

## **(8) 統合や廃止等の推進方針**

用途転用や複合化による利活用も視野に入れて統合や廃止等を検討します。

統合や廃止等の検討に当たっては、施設の使用実態や老朽化状況等を踏まえつつ、既存施設の有効活用を図る観点から余剰スペースを活用した複合化や利用需要の高い用途への転用も検討します。

その上で、今後の利活用の見込みが低い施設は、廃止を検討します。

こうした検討の際には、庁内での情報共有を図りつつ、必要に応じて住民や利用者の要望も参考とします。

## **(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針**

庁内の一元的かつ横断的な体制を構築し、維持管理等に必要な体制の強化を図ります。

庁内の情報活用の一元化を図るとともに、庁内横断的な検討を推進し、効率的かつ適正な維持管理を推進します。本町が直面している公共施設等の老朽化対策を適切に進めるために、維持管理等に必要な体制の強化を図ります。

## **(10) 官民連携及び広域連携の推進方針**

歳入確保策の導入、官民連携及び広域連携を積極的に推進します。

今後、更新費用や維持管理費に係る町の財政負担の軽減を図りつつ、人口動向の変化等による新たなサービス需要への対応を図るために、住民や民間事業者等のノウハウを活かした歳入確保策の導入、近隣自治体との広域連携及び各種の官民連携手法の採用を積極的に推進します。

## (11) ユニバーサルデザイン化の推進方針

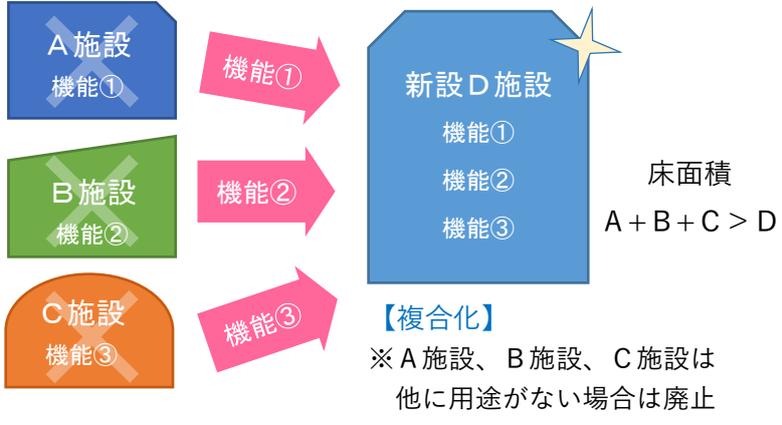
バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。

今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

### ■補足：統合や廃止等に係る手法のイメージ図（次ページ）

以下は、前掲の実施方針である「(8) 統合や廃止等の推進方針」について、他市町村の事例や総務省の資料等に基づいて、今後の本町における個別施設計画の参考とするものです。

従って、必ずしも次ページの全ての手法について本町の個別施設計画において反映させるものではありません。

取組方法	取組のイメージ
<p><b>①更新</b></p> <p>老朽化が進んだ施設を建て替えること。原則として、床面積は縮小する。</p>	 <p>A 施設 機能①</p> <p>建替え</p> <p>新 A 施設 機能①</p> <p>床面積 <math>A &gt; \text{新 A}</math></p>
<p><b>②長寿命化</b></p> <p>耐用年数を超えて使用できるよう大規模改修すること。</p>	 <p>A 施設 耐用年数 50 年</p> <p>大規模改修</p> <p>A 施設 50 年+<math>\alpha</math></p>
<p><b>③複合化・多機能化</b></p> <p>一つの施設の異なる複数の機能を保有させることにより、運用や維持管理の効率化を図ること。</p> <p>複数の機能を保有した施設を新設する方法と既存の施設に機能を移管する方法がある。施設を新設する場合は、複合化する施設の床面積の合計より縮小することを原則としている。</p>	 <p>A 施設 機能①</p> <p>B 施設 機能②</p> <p>C 施設 機能③</p> <p>機能①</p> <p>機能②</p> <p>機能③</p> <p>新設 D 施設 機能① 機能② 機能③</p> <p>床面積 <math>A + B + C &gt; D</math></p> <p>【複合化】 ※ A 施設、B 施設、C 施設は他に用途がない場合は廃止</p> <p>A 施設 機能① + 機能② 機能③</p> <p>機能②</p> <p>B 施設 機能②</p> <p>機能③</p> <p>C 施設 機能③</p> <p>【多機能化】 ※ B 施設、C 施設は他に用途がない場合は廃止</p>
<p><b>④統廃合</b></p> <p>余剰施設を同じ機能の施設に統合することにより、保有量を最適化すること。</p>	 <p>A 施設 機能①</p> <p>機能①</p> <p>B 施設 機能①</p> <p>※余剰 B 施設は他に用途がない場合は廃止</p>
<p><b>⑤用途変更</b></p> <p>機能を廃止し、新たな機能を保有させること。</p>	 <p>A 施設 機能①</p> <p>機能①⇒機能②</p> <p>A 施設 機能②</p>
<p><b>⑥譲渡</b></p> <p>地域や民間に現状有姿で譲渡すること。</p>	 <p>公共 A 施設</p> <p>譲渡</p> <p>民間 A 施設</p>

## IV

# 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

## 1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性

今後の公共施設サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設については、施設管理者の担当者の意見・要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。

これらの施設の方針は、個別に策定した個別施設計画や長寿命化計画に基づくものとなっています。

### （1）学校教育系施設

学校教育系施設は5施設があり、法定点検を定期的実施しているほか、職員による目視点検を行っています。建築後30年以上経過している施設もあり老朽化が進んでいます。文部科学省の指針に基づく、大規模改造の周期は20年、長寿命化改修の周期は40年と設定されているところであり、改修や長寿命化等の対応が必要です。

令和2年度には、この対応として、「東北町学校施設の個別施設計画」を策定し、施設管理を進めているところであり、学校施設については、存続の必要性が高いため、長寿命化を前提として施設の維持を図っていきます。

中分類	No.	資産名称	取得年度	延床面積(㎡)	方向性
小学校	1	上北小学校	昭和47年度	5,307.00	長寿命化
	2	甲地小学校	平成20年度	3,383.38	長寿命化
	3	東北小学校	平成30年度	5,902.00	長寿命化
中学校	4	上北中学校	昭和43年度	7,002.71	長寿命化
	5	東北中学校	平成26年度	5,719.55	長寿命化

#### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
東北町学校施設の個別施設計画	令和2年3月	令和2年度～令和41年度	令和6年度

#### ◇今後予定される事業

過疎地域持続的発展計画より

○甲地小学校防音機能復旧事業

○バス車庫改修事業

## (2) 住民文化系施設

住民文化系施設のうち集会所については、適宜維持修繕を行いながら、おおむね維持を行っていく方針としています。

コミュニティ文化施設については、主に学習センターについては古くなった建物を取り壊し、住民の利用頻度に鑑みながらその方針を見直していく必要があります。

中分類	No.	資産名称	取得年度	延床面積 (㎡)	方向性
集会所施設	1	新館地区集会所	昭和56年度	529.34	維持
	2	沼崎集会所	昭和56年度	297.00	維持
	3	菩提寺集会所	昭和57年度	341.82	維持
	4	虫神集会所	昭和58年度	381.51	維持
	5	大洞集会所	昭和58年度	321.30	維持
	6	栄沼集会所	昭和33年度	105.78	維持
	7	向山集会所	昭和59年度	332.83	維持
	8	花向町集会所	昭和62年度	332.76	維持
	9	才市田集会所	昭和62年度	303.21	維持
	10	南町集会所	平成元年度	325.98	維持
	11	本町集会所	平成5年度	258.57	維持
	12	新町集会所	平成18年度	364.38	維持
	13	小川原地区コミュニティーセンター	平成4年度	519.44	維持
	14	新山地区コミュニティーセンター	平成5年度	499.94	維持
	15	旭町地区コミュニティーセンター	平成6年度	499.26	維持
	16	徳万才地区コミュニティーセンター	平成7年度	342.54	維持
	17	大浦地区学習等供用センター	昭和51年度	369.91	取り壊し
	18	栄町集会所	平成18年度	364.05	維持
	19	大浦地区多目的研修集会所	昭和55年度	451.72	維持
	20	元町集会所	平成21年度	245.00	維持
	21	坂下・栄町集会所	平成21年度	284.00	維持
	22	南農村環境改善センター	平成元年度	850.20	維持
コミュニティ文化施設	23	蛭沢地区学習等供用センター	昭和55年度	533.00	維持
	24	千曳地区学習等供用センター	昭和57年度	488.00	維持
	25	水喰地区学習等供用センター	昭和58年度	404.00	維持
	26	北農村環境改善センター	昭和56年度	1,027.00	維持
	27	美須々地区生涯学習センター	昭和47年度	485.00	取り壊し
	28	淋代地区生涯学習センター	昭和50年度	724.00	取り壊し
	29	滝沢平地区生涯学習センター	昭和63年度	649.00	取り壊し
	30	寒水地区生涯学習センター	平成2年度	894.00	維持
	31	夫雑原地区生涯学習センター	昭和38年度	686.00	取り壊し
	32	清水目地区生涯学習センター	昭和33年度	996.00	維持
	33	舟ヶ沢地区生涯学習センター	平成11年度	236.00	維持
	34	コミュニティセンター「未来館」	昭和63年度	2,643.90	維持
	35	とうげい館	平成2年度	93.00	維持
	36	町民文化センター	昭和55年度	2,272.18	維持
	37	陶芸センター	平成14年度	99.00	維持
	38	上小ふれあい館	平成30年度	437.23	維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年月	計画期間	次回見直し
なし			

◇今後予定される事業

過疎地域持続的発展計画より

- コミュニティセンター「未来館」改修事業（天井・空調設備）
- コミュニティセンター「未来館」高圧受電設備改修事業

### (3) 社会教育系施設

町民文化系施設は、公民館と資料館の2分類があり、それぞれ建築から25～40年ほどが経過しています。

今後は、施設の方向性を協議し、適宜点検・予防保全・修繕を行います。

公民館については、老朽化や利用ニーズの低下の観点から廃止・統合も含めて検討が必要となっているため、今後の在り方について検討を進めていきます。

中分類	No.	資産名称	取得年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	方向性
公民館	1	上北地区公民館(図書館含む)	昭和50年度	1,138.00	改修
	2	中央公民館(図書館含む)	昭和56年度	1,781.00	維持
資料館	3	日本中央の碑歴史公園	平成6年度	169.62	維持
	4	歴史民俗資料館	平成5年度	1,020.32	維持
	5	埋蔵文化財調査整理室	昭和57年度	185.49	維持

※各公民館には図書館の面積を含む

#### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年月	計画期間	次回見直し
東北町過疎地域持続的発展計画	令和3年9月	令和3年～令和7年	令和8年

#### ◇今後予定される事業

- 上北地区公民館防水改修工事
- 中央公民館高圧受電設備改修事業
- 中央公民館照明設備改修事業

## (4) スポーツ系施設

スポーツ系施設は、災害時の避難場所としての機能も有しており、適切な維持管理が必要です。

南、北総合運動公園については、今後いずれか片方への集約も検討しており、機能が重複している施設も多々あるため、ダウンサイジングを目標に施設の必要性について議論を進めていきます。

中分類	No.	資産名称	取得年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	方向性
スポーツ系施設	1	武道館	平成28年度	1,380.50	維持
	2	ふれあいドーム上北	平成11年度	5,213.00	維持
	3	上北屋内練習場	平成4年度	1,540.30	維持
	4	町民運動場	昭和53年度	63.00	維持
	5	町民体育館	昭和55年度	2,602.20	維持
	6	B&G海洋センター	昭和57年度	2,258.00	維持(今後廃止)
	7	B&G海洋センター艇庫	昭和57年度	199.98	維持(今後廃止)
	8	南総合運動公園	平成4年度	2,370.64	維持
	9	北総合運動公園	平成4年度	9,561.00	維持
	10	大浦ソフトボール場	昭和54年度	16.50	維持(今後廃止)

### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
なし			

### ◇今後予定される事業

過疎地域持続的発展計画より

○北総合運動公園改修事業

## (5) 観光系施設

産業系施設は、公園や道の駅を中心に、指定管理者制度にて運営している施設が多くあります。

今後は、それぞれの指定管理団体と施設の方向性を協議し、適宜点検・予防保全・修繕を行い、施設の安全性確保を大前提に、利用者のニーズに鑑みながら、適宜の維持修繕を行っていきます。

中分類	No.	資産名称	取得年度	延床面積 (㎡)	方向性
観光系施設	1	艇庫【マリンシャトー】	平成3年度	414.46	維持
	2	小川原湖交流センター「宝湖館」	平成22年度	3,737.80	維持
	3	小川原湖公園ふれあい村	昭和59年度	1,441.70	維持
	4	みどりの大地とロマンの森公園	平成13年度	459.00	維持
	5	わかさぎ公園	昭和55年度	440.00	維持
	6	清水目ダムオートキャンプ場	平成5年度	105.00	維持
	7	道の駅「おがわら湖」	平成15年度	1,105.08	維持

### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年月	計画期間	次回見直し
なし			

### ◇今後予定される事業

なし

## (6) 産業系施設

産業系施設は、農業・水産・商工関連施設の3種類があり、特に商工関連施設の老朽化が顕著です。

運営については、指定管理団体がいる施設もあるため、それらと協議を進めながら適宜必要な維持修繕を行い、利用頻度の低い施設については取り壊しを検討していきます。

中分類	No.	資産名称	取得年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	方向性
農業関連施設	1	ながいも洗浄選別・貯蔵施設	平成20年度	6,073.00	維持
	2	横沢山共同放牧場	昭和39年度	1,122.58	維持
	3	輝ヶ丘地区堆肥センター	平成元年度	879.00	維持
	4	就業改善センター	昭和50年度	372.00	維持
	5	多目的乾燥調製施設	平成4年度	1,525.00	維持
	6	土壌診断飼料検定センター	平成2年度	131.00	維持
	7	道ノ下放牧場看視舎	昭和62年度	54.65	維持
	8	南平放牧場看視舎	昭和62年度	54.65	維持
	9	農業用機械格納修理施設	平成3年度	493.00	維持
	10	農民研修施設	昭和49年度	176.00	取り壊し
	11	豊畑放牧場	昭和63年度	236.29	維持
	12	北栄地区堆肥センター	平成元年度	1,740.00	維持
	13	有機供給センター	平成16年度	8,445.68	維持
	14	淋代山共同放牧場	昭和62年度	392.29	維持
水産関連施設	15	水産物荷捌施設	平成6年度	559.41	維持
	16	小川原湖中央棧橋	平成9年度	877.81	維持
	17	船ヶ沢分場漁業用棧橋	平成18年度	1,357.88	維持
商工関連施設	18	商工会事務所	昭和53年度	495.00	維持
	19	商工業研修等施設	昭和57年度	604.08	維持
	20	上北職業能力開発校	昭和46年度	874.20	維持

### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年月	計画期間	次回見直し
なし			

### ◇今後予定される事業

なし

## (7) 保健・福祉施設

保健・福祉系施設については、老人福祉センターが令和元年度に改修工事を行っています。

また、保健福祉センター、上北保健福祉センターについても今後、大規模改修を予定しています。

町人口の高齢化が進むにつれ福祉施設の需要が高まるため、経過観察を行いながら大規模改修など施設の長寿命化を柱として検討していきます。

中分類	No.	資産名称	取得年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	方向性
保健・福祉施設	1	介護デイハウス「やすらぎ」	平成10年度	118.00	維持
	2	上北保健福祉センター	昭和62年度	1,298.69	大規模改修
	3	保健福祉センター	平成15年度	974.00	大規模改修
	4	東北町老人福祉センター	昭和56年度	1,100.00	大規模改修

### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年月	計画期間	次回見直し
なし			

### ◇今後予定される事業

- 上北保健福祉センター大規模改修
- 保健福祉センター大規模改修

## (8) 行政系施設

行政系施設には、庁舎と消防施設の2種類があります。本庁舎については、令和2年度に耐震改修工事を行い、分庁舎については、耐震診断の結果、現存の施設を改修できないと判断したため、取り壊しの方向で検討を進めていきます。

消防庁舎については、出来る限り現状を維持し、経済的な管理に努めます。

中分類	No.	資産名称	取得年度	延床面積 (㎡)	方向性
庁舎	1	本庁舎	昭和49年度	4,443.31	改修
	2	分庁舎	昭和37年度	3,935.39	取り壊し
消防施設	3	上北第一分団消防屯所	平成元年度	68.31	維持
	4	上北第二分団消防屯所	平成2年度	67.49	維持
	5	上北第三分団消防屯所	平成3年度	73.00	維持
	6	上北第四分団消防屯所	平成4年度	71.21	維持
	7	上北第五分団消防屯所	平成5年度	74.91	維持
	8	上北第六分団消防屯所	昭和55年度	66.24	維持
	9	上北第七分団消防屯所	昭和60年度	67.90	維持
	10	上北第八分団消防屯所	昭和62年度	63.76	維持
	11	上北第九分団消防屯所	昭和61年度	66.97	維持
	12	上北第十分団消防屯所	平成7年度	118.95	維持
	13	東北第一分団消防屯所	平成30年度	111.79	維持
	14	東北第二分団消防屯所	平成27年度	90.57	維持
	15	東北第三分団消防屯所	平成28年度	90.57	維持
	16	東北第四分団消防屯所	平成23年度	77.01	維持
	17	東北第五分団消防屯所	昭和58年度	86.12	維持
	18	東北第六分団消防屯所	平成12年度	74.53	維持
	19	東北第七分団消防屯所	令和2年度	77.01	維持

### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年月	計画期間	次回見直し
なし			

### ◇今後予定される事業

なし

## (9) 町営住宅

町営住宅については、個別施設計画の中で安定した住宅提供の継続及び適切な維持管理の実施を掲げています。

そのため、今後、現存する町営住宅については、屋根や外壁塗装工事を行い、施設の維持に努めるとともに、入居率はおおむね9割を超えており、施設の需要は高いため、基本方針に基づいて定期的な点検と修繕が必要です。

水喰団地については、政策空家とし維持管理についての判断を保留していましたが、解体工事を行い用途廃止となりました。

中分類	No.	資産名称	取得年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	方向性
町営住宅	1	栄団地	平成3年度	3,563.24	維持
	2	丘ノ上団地	平成5年度	4,855.99	維持
	3	朝日団地	平成16年度	2,801.87	維持
	4	みどりヶ丘団地	平成11年度	3,147.05	維持

### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年月	計画期間	次回見直し
東北町公営住宅等長寿命化計画	平成30年3月	平成30年～令和9年	令和4年

### ◇「東北町公営住宅等長寿命化計画」における計画推進のための基本方針

- 方針1：高齢入居者の暮らしに配慮した機能整備の検討
- 方針2：入居者の適正化による安定した住宅提供の継続
- 方針3：ストックの状態把握・適切な維持管理の実施

### ◇今後予定される事業

- 丘ノ上団地屋根・外壁塗装工事
- みどりヶ丘団地屋根・外壁塗装工事
- 朝日団地屋根・外壁塗装工事

## (10) 公園内建築物

公園内建築物については、土木系公共施設における公園において取り上げます。

## (11) 供給処理施設

供給処理施設については、土木系公共施設における上水道・下水道において取り上げます。

## (12) その他建築系公共施設

その他建築系公共施設については、旧小学校や旧教員住宅において、その需要の減少や建物の老朽化に伴い、取り壊し予定の施設が多くあります。今後も住民のニーズを細かく観察しながら施設の管理方針を検討していく必要があります。

中分類	No.	資産名称	取得年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	方向性
公衆トイレ	1	駅前イベント広場	平成10年度	19.00	維持
	2	乙供駅前公衆トイレ	平成11年度	30.00	維持
	3	花切川トイレ(右岸)	平成8年度	12.57	維持
	4	花切川トイレ(左岸)	平成9年度	4.00	維持
	5	花切川トイレ(北側)	平成9年度	12.57	維持
バス待合所	6	バス待合所(旭町)	平成元年度	7.00	維持
	7	バス待合所(上北小学校前)	平成9年度	10.00	維持
	8	バス待合所(新山)	平成9年度	6.62	維持
	9	バス待合所(旧第一小学校前)	平成8年度	6.61	維持
	10	バス待合所(東上野)	平成8年度	6.61	維持
	11	バス待合所(東大浦)	平成8年度	4.95	維持
	12	バス待合所(役場通り)	平成8年度	9.91	維持
その他施設	13	栄町倉庫	昭和55年度	520.00	維持
	14	花切川倉庫(右岸)	平成8年度	20.00	維持
	15	旧小川原小学校	昭和38年度	2,952.00	維持
	16	水喰住宅(寄付採納)	昭和48年度	215.00	取り壊し
	17	旧第一小学校	昭和44年度	2,677.37	取り壊し
	18	旧第一小学校(校長住宅)	平成元年度	148.77	取り壊し
	19	旧小川原小学校(旧教員住宅)	昭和61年度	146.61	取り壊し
	20	旧水喰小学校	平成10年度	2,845.00	維持
	21	旧千曳小学校	昭和56年度	4,084.00	取り壊し
	22	土場川土地改良区事務所	昭和58年度	231.00	維持
	23	滝沢平土地改良区事務所	昭和40年度	71.00	維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年月	計画期間	次回見直し
なし			

◇今後予定される事業

過疎地域持続的発展計画より

- 旧第一小学校教員住宅解体工事
- 旧小川原小学校教員住宅解体工事

## 2. インフラ施設の管理に関する基本方針

道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていきます。

その他施設については、東北町総合振興計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

### (1) 道路

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。道路パトロールなどによって路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努めます。

町道については、以下を基本方針として整備等を進めます。(東北町国土強靱化地域計画より)

#### 1) 適切な施策の組み合わせ

- ①ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
- ②自助・共助・公助を適切に組み合わせること
- ③非常時のみならず平時にも有効活用できる対策とすること

#### 2) 効率的な施策の推進

- ①人口減少に起因する需要の変化等を踏まえた、効果的で効率的な施策の推進を図ること
- ②国・県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用を図ること

#### 3) 東北町の地域特性を踏まえた施策の推進

- ①「東北町総合振興計画」との整合・調和を図ること
- ②東北町の地域特性を踏まえると同時に、強みを生かした施策の推進を図ること

道路の維持管理については、計画・修繕・調査・改善（P D C A サイクル）を定期的を実施し、マネジメントサイクルを定着させることを目的に以下の方針に沿って計画を進めます。

- 継続的なマネジメントサイクルの確立
- 効果的かつ効率的な舗装修繕の実現
- 継続的なモニタリングの実施

また、今後は、道路維持管理に関する計画の作成予定となっています。

#### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年月	計画期間	次回見直し
なし			

◇今後予定される事業

過疎地域持続的発展計画より

【町道】

- 蛭沢小学校・大向簀屋線改良舗装事業
- 蛭沢小学校・内蛭沢線改良舗装事業
- 塔ノ沢・輝ヶ丘線改良舗装事業
- 土場川第2中央線改良舗装事業
- 表町・甲田線舗装補修事業
- 通作条件整備事業
- 道路メンテナンス事業

社会資本総合整備計画より

- ①事業：命と暮らしを守るインフラの整備・補修による安心・安全な生活空間の確保（防災・安全）

対象：甲地・鶴ヶ崎線ほか17路線舗装補修

- ②事業：地域内・間の交流・連携を支える道路交通ネットワークの機能向上・維持による産業・生活基盤の形成

対象：豊畑・柵線ほか568路線除雪

町道163号線ほか568路線除雪機械購入

## (2) 上水道

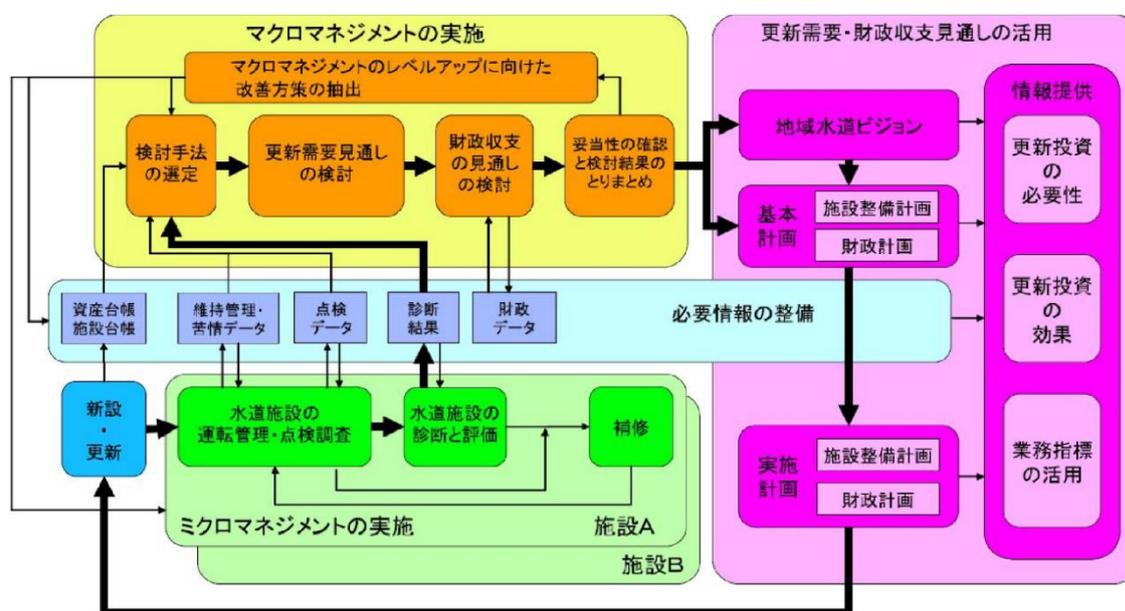
上水道は、地域住民の生活や経済・産業に不可欠な「基盤」のひとつであり、ライフラインであります。日常はもとより災害、事故発生時等においても安定的に給水することが求められており、水道システム全体が効率よく機能するように、水源から給水までの施設管理や事前・事後の災害対策を着実に実行する必要があります。

東北町の水道施設は、施設統合などにより水道施設の減少を図ってきましたが、現況において、竣工当初の施設が多く残っており、その大半が法定耐用年数を超過している状況となっています。

そのため、「東北町水道事業アセットマネジメント」を基に、耐震化及び更新を進めます。

### ■水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）の構成要素と実践サイクル

（出典：水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き）



#### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年月	計画期間	次回見直し
東北町水道事業アセットマネジメント	令和2年2月	令和2年～令和42年	令和7年

#### ◇今後予定される事業

過疎地域持続的発展計画より

○外蛸沢地区第6号取水ポンプ場築造事業

### (3) 下水道

現在、国土交通省においては、下水道においてストックマネジメントを推進しています。ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。

本町においては、現在公営企業法の法適用化に向けて作業を進めており、固定資産台帳の整備や運営体制の構築が整った段階で、再度経営戦略を見直し、情報を整理していきます。

#### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年月	計画期間	次回見直し
東北町下水道ストックマネジメント計画	令和3年12月	令和3年度～令和5年度	令和5年度

#### ◇今後予定される事業

過疎地域持続的発展計画より

- 公共下水道施設整備事業
- 防災・安全対策事業

## (4) 公園

町内の公園の建築物については、観光施設としての小川原湖公園、わかさぎ公園や、スポーツ施設としての南・北総合運動公園などが整備されており、「憩い・ふれあいの場、子どもの遊び場」としての公園を有しています。

今後、大規模公園の新設は、予定していませんが、現存する公園の継続的な整備を検討していく必要があります。

維持管理においては、日常点検や定期点検を実施し、園内遊具の老朽化や損傷に伴う事故の防止に努めており、これからも、恒常的な点検・整備を行い、施設の維持に努めます。

なお、公園内建築物については、指定管理者と施設の在り方について協議を進め、撤去を前提とした方針を検討していく予定です。

中分類	No.	資産名称	取得年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	方向性
公園内建築物	1	新館地区農村公園(公衆便所)	平成3年度	4.00	維持
	2	水喰農村公園(公衆便所)	平成8年度	6.00	維持
	3	千曳農村公園(公衆便所)	平成2年度	4.00	維持
	4	大浦地区生きがい広場(公衆便所)	平成3年度	4.00	維持
	5	徳万才地区生きがい広場(公衆便所)	平成4年度	8.00	維持

### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年月	計画期間	次回見直し
なし			

### ◇今後予定される事業

なし

## (5) その他土木系公共施設（ため池）

本町では、灌漑用水施設として農業用のため池が各所に設置されており、農業利用者が主たる利用者ですが、利用されていないものについては、地元からの要望を踏まえて適宜埋め戻しなど用途廃止を行い、安全管理と環境維持を図っています。

なお、今後の新設や拡張の予定はありません。

### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年月	計画期間	次回見直し
なし			

### ◇今後予定される事業

なし

### 3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

#### 【前提条件】

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定にあたっては、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日）に基づき、財政効果額を算出しました。

算出期間は、計画期間の令和17（2035）年度までとしています。

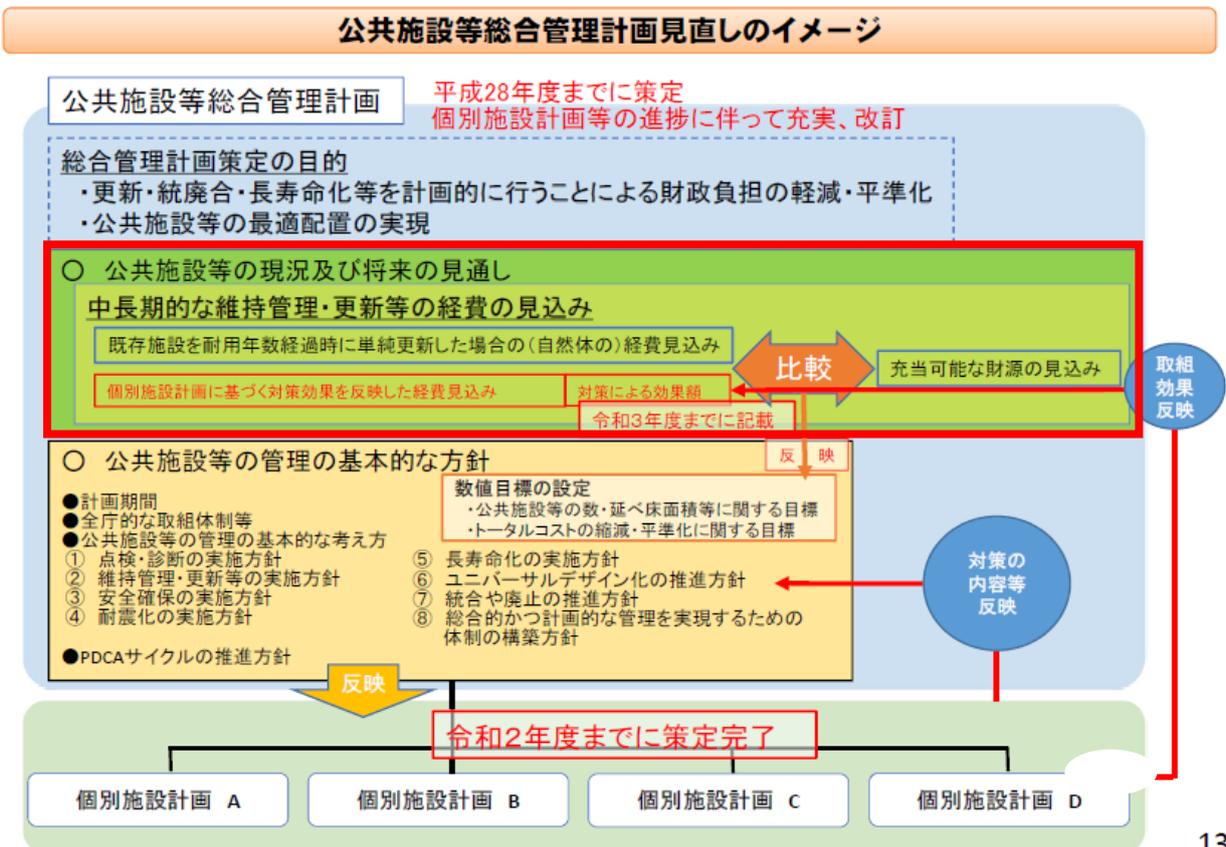
A:単純更新費用：既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）経費見込み

B:個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

C:対策による効果額（財政効果額）

財政効果額C = 単純更新費用A - 個別施設計画対策額B

#### ■ 公共施設等総合管理計画見直しのイメージ



## (1) 公共施設

個別施設計画の方針を実施した場合、以下のとおり約 130 億円の財政効果が見込まれます。

しかし、これは一時的なシミュレーションであり、今後は、検証も含めて計画の推進を行います。

### 【単純更新適用費用】

(単位：百万円)

【耐用年数通り更新】			(百万円)
施設分類	更新費用	維持管理コスト	計
1 学校教育系施設	4,818	0	4,818
2 住民文化系施設	4,326	48	4,374
3 社会教育系施設	939	62	1,001
4 スポーツ系施設	5,099	91	5,190
5 観光系施設	933	0	933
6 産業系施設	2,039	7	2,046
7 保健・福祉施設	889	34	923
8 行政系施設	1,667	57	1,724
9 町営住宅	1,077	0	1,077
10 公園内建築物	5	0	5
11 供給処理施設	0	0	0
12 その他建築系公共施設	2,392	0	2,392
合計	24,184	299	24,483



### 【個別施設計画の反映】

(単位：百万円)

【個別施設計画反映】			(百万円)
施設分類	建替 対策費用	維持管理コスト	計
1 学校教育系施設	7,890	0	7,890
2 住民文化系施設	0	48	48
3 社会教育系施設	455	62	517
4 スポーツ系施設	0	91	91
5 観光系施設	0	0	0
6 産業系施設	0	7	7
7 保健・福祉施設	864	34	898
8 行政系施設	1,985	57	2,042
9 町営住宅	0	0	0
10 公園内建築物	0	0	0
11 供給処理施設	0	0	0
12 その他建築系公共施設	0	0	0
合計	11,194	299	11,493

## 【対策の効果額】

(単位：百万円)

【効果額】			(百万円)
施設分類	対策効果	維持管理コスト効果	効果計
1 学校教育系施設	3,072	0	3,072
2 住民文化系施設	△4,326	0	△4,326
3 社会教育系施設	△484	0	△484
4 スポーツ系施設	△5,099	0	△5,099
5 観光系施設	△933	0	△933
6 産業系施設	△2,039	0	△2,039
7 保健・福祉施設	△25	0	△25
8 行政系施設	317	0	317
9 町営住宅	△1,077	0	△1,077
10 公園内建築物	△5	0	△5
11 供給処理施設	0	0	0
12 その他建築系公共施設	△2,392	0	△2,392
合計	△12,991	0	△12,991

**(2) 道路**

道路は、今後、個別施設計画を策定することにより財政効果額を算出するところですが、これまでも、同路線に対する補修及び改良を複数回行っているなど、単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外となります。

**(3) 上水道**

東北町水道事業アセットマネジメントの中では、令和3年から令和23年の20年間において、各年度平均して約1.05億円の事業費がかかると算定されています。

今後、上水道事業の経営戦略を改定する際に、処理施設・管渠の管理方針についても論じていくこととします。

**(4) 下水道**

公営企業法適用後、減価償却費を算定し経営の見える化を図ったのち、既存の施設の機能診断により、対象施設の実情を踏まえ長寿命化（維持）を実現し、中長期的な更新投資の節減、投資額の平準化を図ります。

**(5) その他土木系公共施設（ため池）**

地域住民の利用頻度を定期的に観察し、必要なもののみを残すよう努めます。

## 〔6〕本計画及び各種個別施設計画の推進による財政効果

この財政効果は前述の通り、すべての施設を更新するとした場合に対して、本計画及び個別施設計画に基づいた対策費用で得たものとなります。

【計画実施前】

(単位：百万円)

種別	更新費用	維持管理コスト	計
1 建築系公共施設	24,185	299	24,484
2 道路	※1	※1	0
3 上水道	※2	※2	0
4 下水道	※3	※3	0
5 その他土木系公共施設	※4	※4	0
合計	24,185	299	24,484



【各計画実施後】

(単位：百万円)

種別	更新費用	維持管理コスト	計
1 建築系公共施設	11,194	299	11,493
2 道路	※1	※1	0
3 上水道	※2	※2	0
4 下水道	※3	※3	0
5 その他土木系公共施設	※4	※4	0
合計	11,194	299	11,493

【財政効果】

(単位：百万円)

種別	更新費用	維持管理コスト	計
1 建築系公共施設	△12,991	0	△12,991
2 道路	※1	※1	0
3 上水道	※2	※2	0
4 下水道	※3	※3	0
5 その他土木系公共施設	※4	※4	0
合計	△12,991	0	△12,991

※1 道路は今後個別施設計画策定のうえ算定

※2 上水道は経営戦略の改定後に算定

※3 下水道は公営企業の法適用化を待って算定

※4 その他土木系公共施設については適宜判断するものとする

計画対策に必要な財源については、過疎地域自立促進計画に基づく過疎債の発行や各種交付金・補助金が想定されます。

しかしながら、今後の財政状況を考慮すると、財政上難しいものとなります。

したがって、今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに、計画の進捗をモニタリングしながら計画の見直し・実行・検証を踏まえた PDCA サイクルを構築します。



# 公共施設マネジメントの実行体制

## 1. 推進体制・推進スケジュール

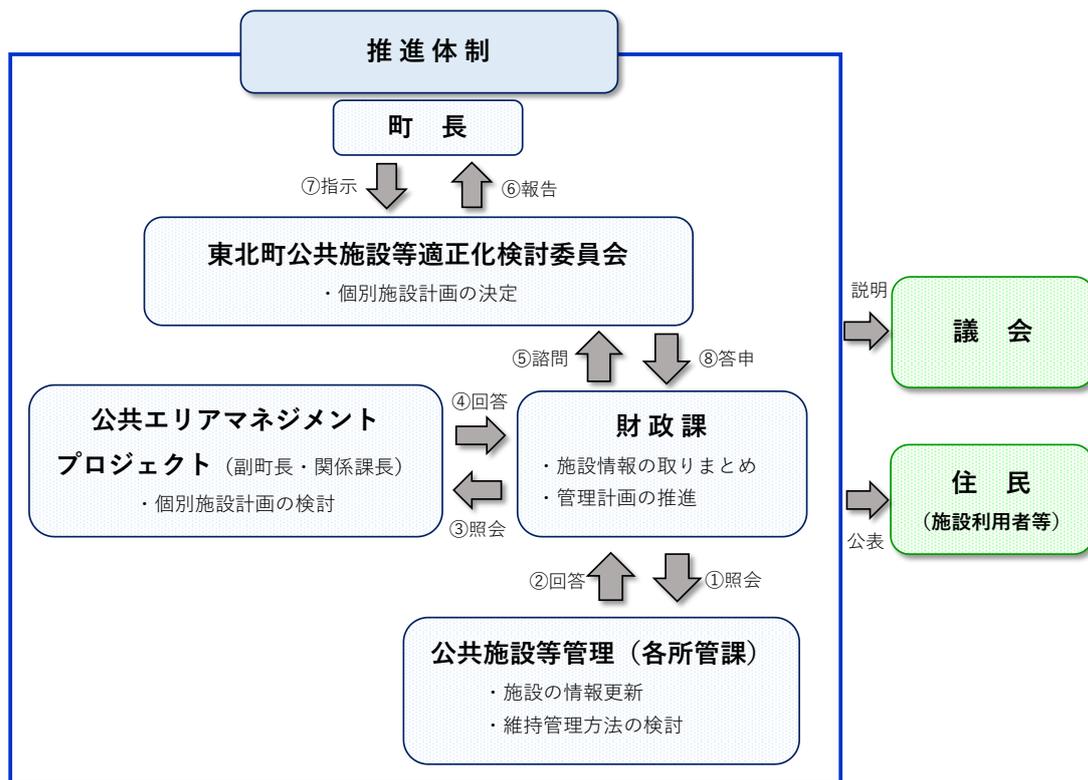
本町では、公共施設等の維持管理や情報管理については、各所管部門において実施してきました。

今後は、本計画を踏まえた全庁的な取組を推進する必要があるため、トップマネジメント（町長）・統轄部門・推進部門の三つの部門に役割と権限を階層化した取組体制を構築します。併せてこの三つの部門による情報共有と意思決定を適切に行なうために「東北町公共施設等適正化検討委員会」を設置し、さらに外部機関等の活用を検討します。

新たに設置を検討する統轄部門の役割は、トップマネジメントを行う町長の補佐役のほか、公共施設等の最適配置の検討や大規模修繕工事等に係る適正な予算配分の優先順位付けなど、各課を横断的かつ一元的に実施すべき業務を取り扱います。さらに統轄部門の補助として財政部門を設置します。

一方で、推進部門である施設所管課は、行政サービスの提供と施設の日常管理に注力します。

### ■推進体制イメージ



「東北町公共施設等適正化検討委員会」の議案や協議結果については、原則としてホームページや広報に掲載して公表を図ります。

また、住民の皆様の生活や仕事に直結する事項については、必要に応じて住民アンケートやパブリックコメント制度を実施し、住民の皆様との情報共有を図りながら、真に必要となる公共施設等の適正な管理の実現を目指します。

■計画推進スケジュール（案）

以下に計画の推進に係るスケジュール（案）を掲載します。

各年度の最初に固定資産台帳及び施設カルテの更新を行い、基礎的なデータ及び情報を整理します。年度中に各個別施設計画で策定した方針に基づいて計画を実行していきます。

当該施策を実行していく中で、「東北町公共施設等適正化検討委員会」にて施策の実行に関して評価を行います。

適宜、議会や町民の意見を取り入れ（パブリックコメント）、民間事業者より、計画の実施に際してアドバイスを受けます。

「東北町公共施設等適正化検討委員会」で協議された内容は、次年度予算計上への検討事項となります。

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産台帳の更新	■	■										
施設カルテの更新	■	■										
個別の施策の実行			■	■	■	■	■	■	■	■		
東北町公共施設等適正化検討委員会					■	■						
議会・町民・民間事業者のアドバイス							■					
次年度予算への検討								■	■			
個別の施策の事後評価										■	■	■

## 2. フォローアップ及び PDCA サイクルの確立

公共施設等総合管理計画は、令和 18 年度(2036 年)までの長期にわたる計画であるため、当該計画期間内において関連する個別業務が適切に実施されているかどうか、進捗管理が不可欠となります。

すなわち、PDCA サイクルを適切にまわすことで、公共施設等総合管理計画が、実効性のある計画として規範性を保ち続けることが期待できます。

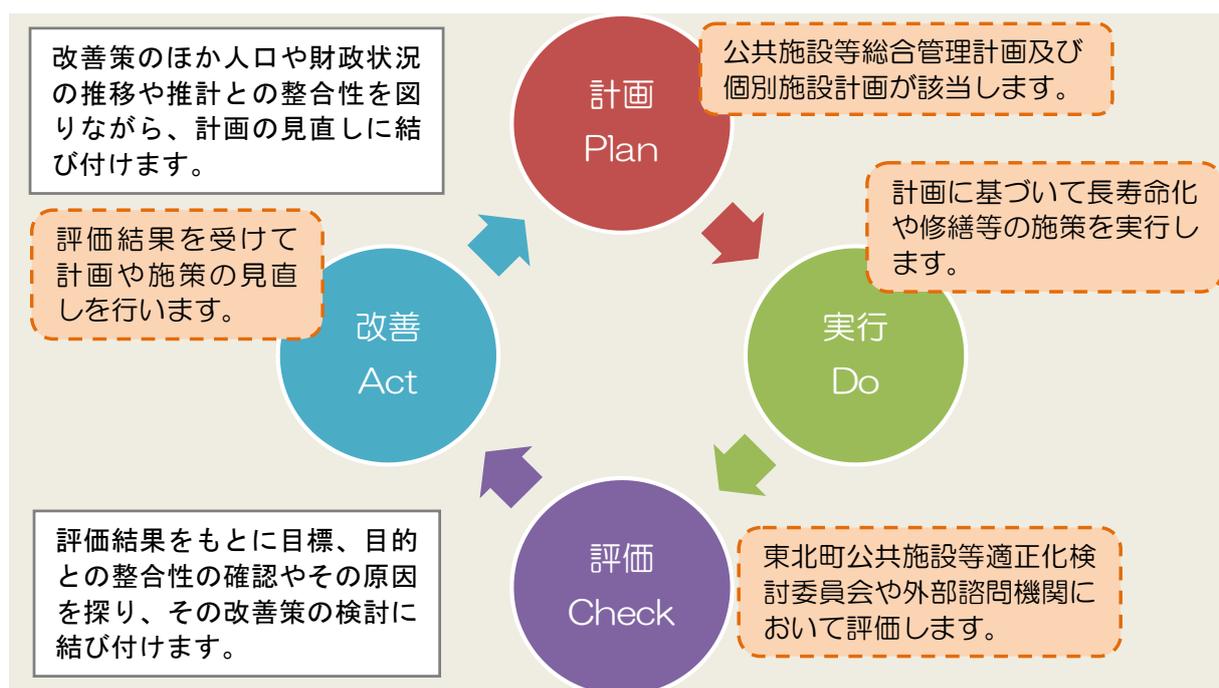
具体的には、計画(Plan)として平成 28 年度に策定する公共施設等総合管理計画があり、さらに公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画(耐震改修促進計画、長寿命化計画等)があります。

こうした計画類を受けて個別の施策の実行(Do)段階となります。

個別の施策については、事前又は事後の評価(Check)を行い、評価の具体的な体系や手続きについては、今後、東北町公共施設等適正化検討委員会において詳細を定めます。

この評価を経て、必要に応じて議会・町民の意見・民間事業者のアドバイスを参考として計画類や個別施策の内容の改善(Act)を図ります。

このPDCA サイクルを適切にまわすことで、公共施設等総合管理計画を基点とした一連の施設マネジメントが、発展的に庁内に定着するものと考えています。



### (1) 具体的実施内容

#### ① 進捗管理

進捗管理を行う所管部門において、資産の異動状況及び施策の実施状況を整理した上で、東北町公共施設等適正化検討委員会と関係部署における共有化を図り、各施策の実施状況について評価を行います。評価結果については外部諮問機関に報告し、答申を得た後に必要に応じて評価結果の見

直しを図ります。評価結果を踏まえて、東北町公共施設等適正化検討委員会において施策の見直しを図り、各施設所管部門における事業の推進に活用します。

#### ②情報共有方策

毎年の評価結果や施策の見直し状況について、町ホームページ、広報等への掲載を通じて住民との情報共有を図ります。

また、住民生活に大きな影響を与える施策の実施や見直しについては、住民アンケートなどを通じて、きめ細かく住民の方々からの要望や意見の把握に努めます。

#### ③個別施設計画の策定

本計画の各種方針に基づき、事業を推進するための実施計画としての個別施設計画を策定します。個別施設計画は、おおむね施設類型ごとに策定するものとし、より具体的な長寿命化や再編の方策・時期などを定めます。

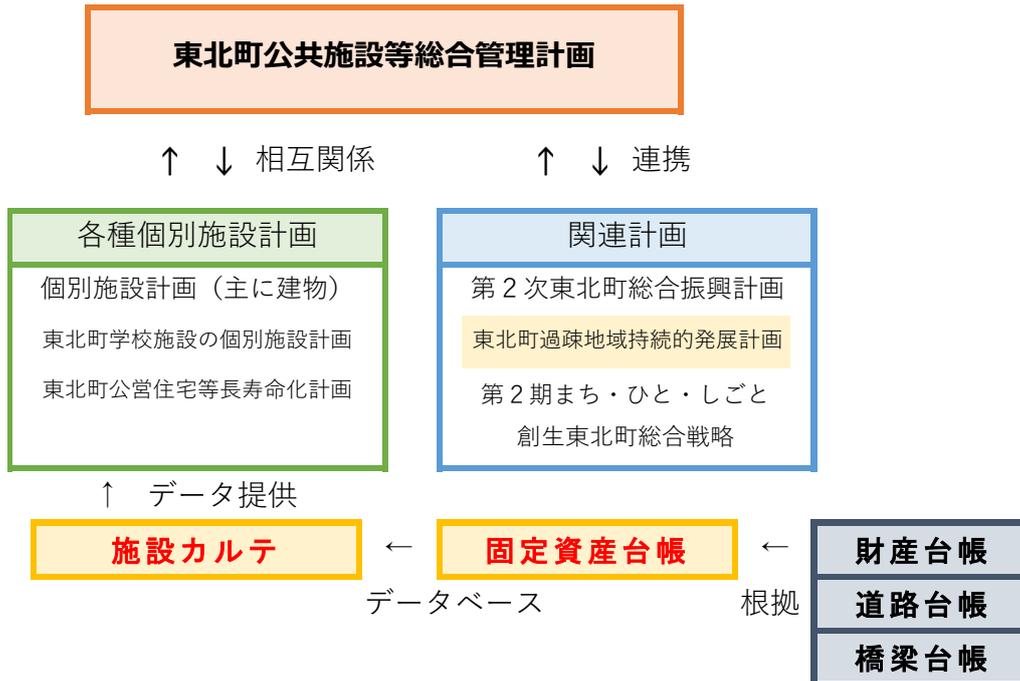
#### ④公共施設等総合管理計画の見直し

東北町総合振興計画をはじめとした、上位計画及び関連計画の改訂に合わせた見直しを行います。また、おおむね10年ごとに定期的な見直しを実施し、現状や将来の見通しに係る公共施設等の管理に関わる前提条件を整理し、現状と課題を最新版に更新した上で、必要に応じて各種方針の見直しを図ります。

### 3. 情報等の共有と公会計の活用

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁舎内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、財政課との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。



東北町公共施設等総合管理計画

令和5年11月

発行 東北町  
企画・編集 東北町 財政課